

(4)小ヶ倉小学校いじめ防止基本方針

- ①『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ②児童に対しては、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 児童の豊かな情操や道徳心
 - 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをめざす。

【めざす子ども像】

- ◇明るく学ぶ子（学力）
- ◇楽しく鍛える子（気力・体力）
- ◇明日の希望を語る子（豊かな心）

いじめ対策委員会

- 「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
- 構成員・・・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任・養護教諭・事務職員・庁務員等から構成する。
- 定例会・・・毎月第4木曜日 15:30～

専門家・外部関係者

- スクールカウンセラー
- 学校評議員
- 学校サポーター

育正会・地域との連携

※学校行事や育正会・地域行事を通して、情報交流ができる環境を整え、育正会や地域との絆を深める。

関係機関との連携

※関係機関との連絡を密にし、定期的に学校を訪問いただく機会を設ける。また、可能な限り情報を提供し、指導・助言をいただきながら対応する。

児童会

※児童会はいじめにかかわる議題を取り上げ、いじめ問題の未然防止運動を行い、年間を通じた課題に取り組ませる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。